

平成24年度の 国民健康保険税の税率と限度額が改正となります

国民健康保険は、病気や怪我をしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

しかし、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政状況となっています。

このような状況をふまえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、国民健康保険税の税率および限度額を改正することとなりました。



改正内容は下記のとおりとなります

		所得割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (円)
医療分 (※1)	現行	6.3	19,500	19,000	440,000
	改正	11.5	27,800	27,500	470,000
	増減	5.2	8,300	8,500	30,000
支援分 (※2)	現行	3.3	7,500	6,700	130,000
	改正	3.75	8,500	8,300	130,000
	増減	0.45	1,000	1,600	—
介護分 (※3)	現行	1.25	6,400	6,000	100,000
	改正	1.5	6,400	6,000	100,000
	増減	0.25	—	—	—

国民健康保険税は、医療分、支援分および介護分を合計して計算されます。

※1 ……医療費に充てる分（加入者全員が負担対象となります。）

※2 ……後期高齢者医療制度加入の方の医療費に充てる分（加入者全員が負担対象となります。）

※3 ……介護費に充てる分（40歳～64歳の方が負担対象となります。）

所得割……前年の所得金額に応じて計算します。 均等割額……各世帯の加入者数に応じて計算します。

平等割額……1世帯ごとにかかります。 限度額……医療分、支援分および介護分のそれぞれの賦課限度額をいいます。

《具体的な世帯収入における税額例示》

【例 1】 65歳2人世帯 夫年金収入190万円 妻年金収入80万円の場合
(所得 70万円) (所得 0)
平成23年度 75,300円 平成24年度 110,600円 増額 35,300円

【例 2】 50代2人世帯 夫給与収入250万円 妻給与収入50万円の場合
(所得 157万円) (所得 0)
平成23年度 233,000円 平成24年度 334,900円 増額 101,900円

【例 3】 40代4人世帯 夫給与収入200万円 妻給与収入50万円 子供2人収入なしの場合
(所得 122万円) (所得 0)
平成23年度 218,400円 平成24年度 308,800円 増額 90,400円

【例 4】 30代4人世帯 夫給与収入200万円 妻給与収入50万円 子供2人収入なしの場合
(所得 122万円) (所得 0)
平成23年度 192,300円 平成24年度 280,500円 増額 88,200円

●●●●● 下記のような軽減を行っています ●●●●●

《所得の少ない方に対する軽減》

所得の少ない世帯の税負担を軽くするため、国民健康保険税の納税義務者とその世帯に属する被保険者の合計所得金額が次の金額以下の場合、「均等割額」と「平等割額」を次の割合で減額しています。

◎ 7割軽減……33万円

◎ 5割軽減……24万5千円×世帯主以外の被保険者数+33万円

◎ 2割軽減……35万円×被保険者数+33万円

お問い合わせ先

税 務 課

☎ 2-2452